

第 9 号 議 案

令 和 2 年 6 月 12 日
任 用 給 与 課

東京都規則の一部改正について（給与関係）

下記の東京都規則の一部改正について、相当と認め、申請（別添）のとおり承認する。

記

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容							
<p>防疫等業務手当に関する措置（新設） 本体附則第2項</p> <p>第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 防疫等業務手当の特例について支給範囲と手当額を規定</p> <table border="1" data-bbox="491 461 1461 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 461 1177 539">支給範囲</th> <th data-bbox="1177 461 1461 539">手当額 (日額又は一勤務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 539 1177 801"> <p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p> </td> <td data-bbox="1177 539 1461 801"> <p>3,000円 (本則：340円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 801 1177 1115"> <p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p> </td> <td data-bbox="1177 801 1461 1115"> <p>2,000円 (本則：支給なし)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		支給範囲	手当額 (日額又は一勤務)	<p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p>	<p>3,000円 (本則：340円)</p>	<p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p>	<p>2,000円 (本則：支給なし)</p>
支給範囲	手当額 (日額又は一勤務)							
<p><対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他総務局長が指定する職員）</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等に接触する業務</p>	<p>3,000円 (本則：340円)</p>							
<p><対象> 上記以外の職員</p> <p><業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で総務局長が指定するもの (例：一時宿泊療養施設等の運営)</p>	<p>2,000円 (本則：支給なし)</p>							
<p>支給方法に関する措置（新設） 本体附則第3項</p>	<p>【特殊勤務手当不支給となる職員の特例】 給料の調整額を受ける職員が本体附則第2項に該当する場合には特殊勤務手当を支給</p>							
<p>文言整備 本体附則第4項 本体附則第5項</p>	<p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本体附則新設に伴う項ずれ ○ 「平成34年3月31日」 → 「令和4年3月31日」 							
<p>施行期日 附則</p>	<p>公布の日（令和2年6月17日予定） ただし、本体附則第2項及び第3項は令和2年1月24日から適用</p>							

2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における爆発物等処理手当の特例を定めるため、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容										
<p>爆発物等処理手当に関する特例 (新設)</p> <p>本体附則第5項</p> <p>第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】</p> <p>爆発物等処理手当の特例について支給範囲と手当額を規定</p> <table border="1" data-bbox="491 510 1460 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="491 510 1241 589">支給範囲</th> <th data-bbox="1241 510 1460 589">手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 589 550 831">①</td> <td data-bbox="550 589 1241 831"> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等(疑いのある者を含む。)に接触して行う業務に従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員</p> </td> <td data-bbox="1241 589 1460 831">3,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 831 550 1093">②</td> <td data-bbox="550 831 1241 1093"> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員</p> </td> <td data-bbox="1241 831 1460 1093">2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、同日に①と②の両方に従事した職員は①のみ支給</p>		支給範囲		手当額 (日額)	①	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等(疑いのある者を含む。)に接触して行う業務に従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員</p>	3,000 円	②	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員</p>	2,000 円
支給範囲		手当額 (日額)									
①	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等(疑いのある者を含む。)に接触して行う業務に従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他準ずるものとして警視総監が指定するものに従事した職員</p>	3,000 円									
②	<p>ア 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務のうち警視総監が指定するものに従事した職員</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるものとして警視総監が指定するものに接触する業務に従事した職員</p>	2,000 円									
<p>特例適用の期限 (新設)</p> <p>本体附則第6項</p>	<p>【特例適用の期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項に規定する規則で定める日(令和3年1月31日までの間)限り、失効 ○ 支給が失効日以後になる場合は特例を適用して支給 										
<p>施行期日</p> <p>附則</p>	<p>公布の日(令和2年6月17日予定)</p> <p>ただし、本体附則第5項は令和2年1月24日から適用</p>										

3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における出勤手当の特例を定めるため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容										
出勤手当に関する特例 （新設） 本体附則第5項	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 出勤手当の特例について支給範囲と手当額を規定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">支給範囲</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td> ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これも準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員 </td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ただし、同日に①と②の両方に従事した職員は①のみ支給		支給範囲		手当額 (月額)	①	新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員	3,000 円	②	ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これも準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	2,000 円
支給範囲		手当額 (月額)									
①	新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員	3,000 円									
②	ア ①に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員 イ 新型コロナウイルス感染症の病原体その他これも準ずるものとして消防総監が指定するものに接触する業務に従事した職員	2,000 円									
特例適用の期限 （新設） 本体附則第6項	【特例適用の期限】 ○ 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項に規定する規則で定める日（令和3年1月31日までの間）限り、失効 ○ 支給が失効日以後になる場合は特例を適用して支給										
文言整備 第3条	【文言整備】 「条例第20条第1項」 → 「条例第20条」										
施行期日 附則	公布の日（令和2年6月17日予定） ただし、本体附則第5項は令和2年1月22日から適用										

4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における第一種報酬の特例を定めるため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容	
第一種報酬の特例 (新設) 本体附則第2項	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 特殊勤務手当に相当する報酬として第一種報酬の特例を設け、支給範囲と報酬額を規定	
	支給範囲	報酬額
第1号	<対象> 医療従事者（福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師その他任命権者が指定する職員） <業務内容> 新型コロナウイルス感染症の患者の治療、看護その他の業務又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務	日額又は一勤務 3,000円
第2号	<対象> 上記以外の職員（教育委員会、学校、警視庁及び東京消防庁の職員を除く） <業務内容> 新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務で任命権者が指定するもの	日額又は一勤務 2,000円
第3号	<対象> 警視庁職員 <業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等（疑いのある者を含む。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務等で任命権者が指定するもの	日額 3,000円
第4号	<対象> 警視庁職員 <業務内容> 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対して行う業務で任命権者が指定するもの又は病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務（第3号に規定するものを除く）	日額 2,000円
第5号	<対象> 東京消防庁職員 <業務内容> 新型コロナウイルス感染症の新型コロナウイルス感染症の病原体等（任命権者が指定するもの）に接触する業務	日額 2,000円

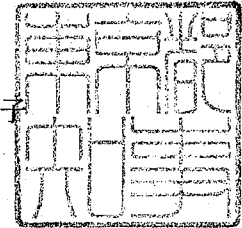
支 給 日 本体附則第3項 (新設)	【特殊勤務手当に相当する報酬の支給日】 特殊勤務手当に相当する報酬の支給日は、超過勤務手当に相当する報酬の例による。
期 末 手 当 本体附則第4項 (新設)	【期末手当での取扱い】 特殊勤務手当に相当する報酬は期末手当基礎額に算入しない。
特例適用の期限 本体附則第5項 (新設)	【特例適用の期限】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項に規定する規則で定める日（令和3年1月31日までの間）限り、失効 ○ 支給が失効日以後になる場合は特例を適用して支給
文 言 整 備 第19条第3項 本体附則第1項	【文言整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都規則第4号）第2条又は第7条の規定により定められた」 → 「会計年度任用職員が所定の」 ○ 見出し・項番追加
施 行 期 日 等 附則	公布の日（令和2年6月17日予定） <ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、本体附則第2項及び第3項は令和2年1月24日から、第19条第3項及び本体附則第4項は令和2年4月1日から適用 ○ 前年度の非常勤職員に適用するための読替え規定



2 総人制第 155 号
令和 2 年 6 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）の一部改正に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるので、改正後の同条例第 6 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 45 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

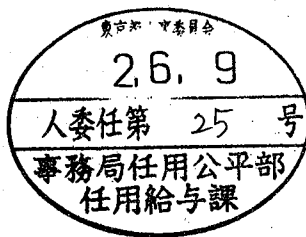
記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正案文

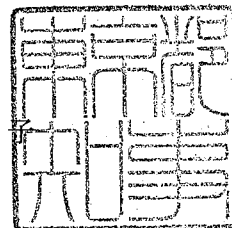
別紙のとおり



2 総人制第 202 号
令和 2 年 6 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合



警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）を改正する必要があるため、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 44 号）第 29 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

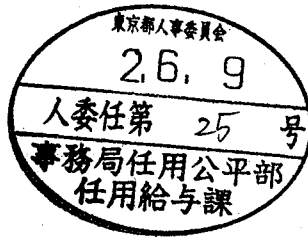
警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）

2 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における爆発物等処理手当の特例に関する規定整備のため

3 改正案文

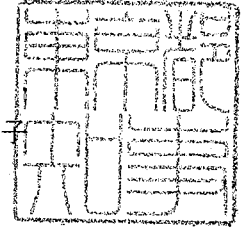
別紙のとおり



2 東消人職第 220 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子

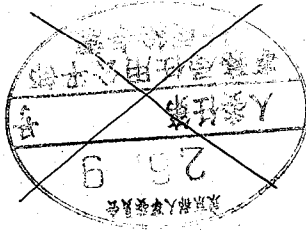
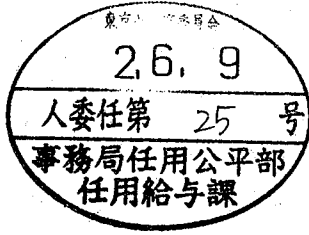


東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について
(申請)

標記の件について、下記のとおり東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
(平成 9 年東京都規則第 53 号) を改正する必要があるので、東京消防庁職員の特殊勤務
手当に関する条例 (平成 9 年東京都条例第 47 号) 第 21 条の規定に基づき、承認方申請
します。

記

- 1 改正する規則
東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成 9 年東京都規則第 53 号)
- 2 改正案文
別紙のとおり

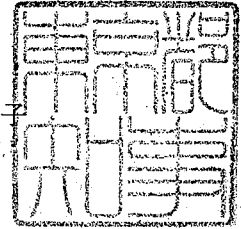


2 総人制第 192 号
令和 2 年 6 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）を改正する必要があるので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 2 条第 4 項、第 5 条第 4 項及び第 6 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における第一種報酬の特例等に関する規定を設けるほか、規定を整備するため

3 改正案文

別紙のとおり

規則改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）
- 4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（8頁）

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第六項」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

（防疫等業務手当に関する措置）

2 東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第●号）による改正後の東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他

の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（改正後の条例附則第三項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。日額又は一勤務三千円

二 職員（前号に規定する職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。日額又は一勤務二千円

（支給方法に関する措置）

3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、改正後の規則第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第二項及び附則第三項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

5 条例第十一条第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る業務に従事したものに對する同条第二項の規定により規則で定める額は、別表9の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（警視總監が指定するものに限る。）に従事した職員 従事した日一日につき三千円

二 感染者等に対して行う業務（警視總監が指定するものに限る。）に従事した職

員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき二千円

6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった爆発物等処理手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第五項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。
附則に次の二項を加える。

5 条例第三条第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る業務に従事したものに對する同条第二項の規定により東京都規則で定める額は、別表1の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員 従事した日一日につき三千円

二 前号の消防活動に関連する業務として消防總監が指定するものに従事した職員

又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（消防総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。）に従事した日一日につき二千円

6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった出勤手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第五項の規定は、令和二年一月二十二日から適用する。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二条又は第七条の規定により定められた」を「会計年度任用職員が所定の」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（第一種報酬の特例）

2 第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。この場合において、同項中「及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「、給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（任命権者が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 三千円

二 職員（前号及び次号から第五号までに規定する者、東京都教育委員会職員並びに学校職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって任命権者が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 二千円

三 職員であって、警視庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき。 日額 三千円

四 職員であって、警視庁職員であるものが、感染者等に対して行う業務（任命権者

が指定するものに限る。)に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき(前号に規定する場合を除く。)。 日額 二千元

五 職員であつて、東京消防庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。 日額 二千元

3 前項の報酬の支給日については、第六条第一項の給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の例による。

4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とする。

5 前三項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京都条例第●号)による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定によ

り支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第二項及び附則第三項の規定は令和二年一月二十四日から、改正後の規則第十九条第三項及び附則第四項の規定は令和二年四月一日から適用する。

3 令和二年一月二十四日から同年三月三十一日までの間に限り、改正後の規則第三条第二項中「非常勤職員（条例第一条に規定する非常勤職員をいう。以下「職員」という。）」とあるのは、「非常勤職員（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第百七号）による改正前の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第一条に規定する非常勤職員をいう。以下「職員」という。）」と読み替えるものとする。

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1（現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（改正後の条例附則第三項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 三千元</p> <p>二 職員（前号に規定する職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 二千元</p> <p>（支給方法に関する措置）</p> <p>3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、改正後の規則第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。</p> <p>4（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （新設）</p> <p>2（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）</p> <p>（新設）</p>

5| 条例附則第六項に規定する日は、令和四年三月三十一日とする。
別表（第二条関係）（現行のとおり）

3| 条例附則第四項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。
別表（第二条関係）（略）

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり） 附則</p> <p>1から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 条例第十一條第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る業務に従事したものに對する同條第二項の規定により規則で定める額は、別表9の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員 従事した日一日につき三千円</p> <p>二 感染者等に対して行う業務（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき二千円</p> <p>6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった爆発物等処理手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略） 附則</p> <p>1から4まで（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>別表（略）</p>

改正後	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （支給方法）</p> <p>第三条 条例第二十條に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>一から八まで（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 条例第三條第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る業務に従事したものに對する同條第二項の規定により東京都規則で定める額は、別表1の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員 従事した日一日につき三千円</p> <p>二 前号の消防活動に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（消防総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき二千円</p> <p>6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手</p>	<p>第一条及び第二条（略） （支給方法）</p> <p>第三条 条例第二十條第一項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>一から八まで（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	

当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった出勤手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

別表
（現行のとおり）

別表
（略）

改正案

現行

<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、任命権者が別に定める期間を除算する。</p> <p>第二十条から第二十四条まで（現行のとおり）</p> <p>附則 （施行期日） 1 この附則は、平成二十七年四月一日から施行する。 （第一種報酬の特例） 2 第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。この場合において、同項中「及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。</p> <p>一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（任命権者が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 三千円</p> <p>二 職員（前号及び次号から第五号までに規定する者、東京都教育委員会職員並びに学校職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって任命権者が</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間） 第十九条（略） 2（略） 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二条又は第七条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、任命権者が別に定める期間を除算する。</p> <p>第二十条から第二十四条まで（略）</p> <p>附則 この附則は、平成二十七年四月一日から施行する。 （新設）</p>
--	---

<p>指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 二千元</p>	<p>三 職員であつて、警視庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき。 日額 三千円</p>	<p>四 職員であつて、警視庁職員であるものが、感染者等に対して行う業務（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき（前号に規定する場合を除く。）。 日額 二千元</p>	<p>五 職員であつて、東京消防庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額 二千元</p>	<p>3 前項の報酬の支給日については、第六条第一項の給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の例による。</p>	<p>4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とする。</p>	<p>5 前三項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定により支給することとなつた報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p>	<p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>別表第一及び別表第二</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
-----------------------------------	--	---	--	---	---	---	---------------------------	-------------------	------------	-------------	-------------	-------------